

各宅地建物取引業関係団体の長 様

三重県県土整備部 建築開発課長

土砂災害警戒区域等の指定及び指定の解除について

平素は、本県の不動産行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて今般、下記の市町において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域等が下記のとおり指定及び指定の解除がされましたので、重要事項説明等においてご留意願います。

記

指定・解除地区：いなべ市藤原町古田 外、員弁郡東員町長深 外、四日市市川島町 外
伊勢市矢持町床木 外、度会郡玉城町中角 外、度会郡度会町平生 外

指定・解除年月日：令和6年3月29日

告示番号：（指定）三重県告示第263～268号、第270～275号
（解除）三重県告示第269号、第276～281号

※県公報及び指定区域図などについては、次のリンク先をご参照ください。

◆県公報

<<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001129272.pdf>>

◆指定区域図など

<https://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/06770006284_00003.htm>

事務担当 : 建築開発課 宅建業・建築士班 藤島 tel 059-224-2708 fax 059-224-3147 e-mail kenchiku@pref.mie.lg.jp
--